第 一四 章 市町村の合併の特例に関する法律の制定

第一節 市の合併の特例に関する法律等の制定

町村合併の成果

行され、 は平均 数は九、 その結果、 した。 て三四・ の合併促進に関する規定が失効した昭和三六年六月二九日までに市町村 設、町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の合併の推進が図られた。 .法が失効するに先立って、昭和三一年六月に新市町村建設促進法が施 月から三ケ年間にわたって全国的に町村合併が推進された。さらに、 村合併促進法に基づき、 人口において五、 八九平方キロメートルから九七・九一平方キロメートルに増大 八六八から六、 町村合併促進法に基づき町村合併を行った新市町村の健全な建 昭和二八年一〇月一日から新市町村建設促進法の未合併町村 三九六減少して三、 三九六人から一一、 弱小町村の解消を主眼として昭和二八年 五九四人、平均面積におい 四七二となり、 町村の規模

平均二四、 っている。 五六市、 に及びそれを含めて考えると、 されたものや町村が単独にあるいは合併により市となったものが多数あ なお、 そのうち当時町村であったもので新市となったものだけでも二六九 和二 Ŧi. 九一六町村を合した三、 二人、 一十八年十月一日当時町村であった区域が既存の 面積において一〇八・八四平方キロメートルとな 昭和三十六年六月二十九日において、 四七二団体の規模は人口において 市に編入 五.

る投資的経費の占める割合が高くなり、財政の弾力性の増大がみられるのみならず、質的にも歳入における一般財源の占める割合、歳出におけ、この町村の規模の拡大は、必然的に財政規模の拡大をもたらし、量的

という波及効果をもたらすなど、 町 が ようになった。 一村合併の推進は一応の終止符を打つこととなった。 1の行政事務処理能力の向上、数の減少による指導・連絡 (の向上につながった。 さらには、 減少し、 般職員については広く人材を求めることが可能になる等資 また、 市 町村長、 多大の成果をあげて昭 議会議員、 国及び都道府県の側からみても、 各種行政委員会の委員の 和 二八年以来の 事務 の軽減

一 市の合併の特例に関する法律等の制定

とさせる事情を生じさせた。開発に関する諸施策の進展は、また別な角度から、市町村の合併を必要用発に関する諸施策の進展は、また別な角度から、市町村の合併を必要しかしながら、その後の社会的・経済的諸条件の急激な変化及び地域

再生のための市町村合併についても適用されることとなった。 りつつあった産炭地域振興問題とも関連して、 域による新設合併を対象とし、 された。この法律は、 月一〇日法律第一一八号として公布され、 資するため「市の合併の特例に関する法律」が制定され、 成市街地域における市相互の合併の困難性にかんがみ、 すなわち、 昭和三七年において、 二以上の市又は二以上の市と一以上の町村との全 さらに国会修正により当時重要課題とな 北九州五市合併問 一〇年間の限時法として施行 同地域における市 題を契機として、 その円滑化に 昭和三七年五 町村の

併についての特例規定がおかれた。産業都市の一体的な建設を促進するため、新産業都市区域内の市町村新産業都市建設促進法が制定されたが、同法による施策の一環として図るために地方の開発発展の中核となるべき都市の建設を促進するたまた、同じく昭和三七年、大都市への過度の集中、地域格差の是正等また、同じく昭和三七年、大都市への過度の集中、地域格差の是正等

 \otimes

規定がおかれたのであった。 ため、地域内の市町村合併について新産業都市建設促進法と同様の特例されたが、同法においても工業整備特別地域の一体的な整備を促進するさらに、昭和三九年においては、工業整備特別地域整備促進法が制定

われた。 った。 には、 合併するという形式の編入合併が行われていることがあげられる。また、 従来例をみなかった大型合併や地域の中心をなす市にその周辺の町村が 飯塚市の三件が含まれている。この時期の市町村合併の特徴としては、 産業都市区域内の合併では、 呉羽町 和三八年から昭和三九年にかけては全国で三六件の市 市の合併の特例に関する法律の適用を受けた北九州市 (昭和四〇年五月一日合併) この内訳は、 これらの法律の適用を受けるような市町村合併は行われなか の合併 (昭和四〇年四月一日合併) 新設合併八件、 福島県郡山市を中心とする一市 や富山県富山高岡地区における富山 編入合併二八件で、 などがある。 新設合併の中 町村合併 ただし、 大分市、 一〇町村 が行 能

第二節 市町村の合併の特例に関する法律の制定

法律制定の背景

用されない場合においても、 制定されたが、 不合理等を除去し、 主的に合併を行おうとする場合に、 また合併の必要性が認められるケースが生じてきた。このような事情に 関する法律など市町村合併に対する特例規定を定めた幾つかの法律が 節のように、 政府においては、 市町村行政の広域化の要請が高まり、 市 その実施を円滑にならしめるために、 町村合併が新しい動きをみせる中で市の合併 地域によっては市町村の合併が要望され、 市町村がそれぞれの地域の特性に応じて自 合併の困難性、 合併に伴う不利益 これらの法律が適 ひろく市町村 の特例

下「合併特例法」という。)が制定された。るべく、昭和四〇年三月二九日、「市町村の合併の特例に関する法律」(以られるようになり、併せて、既存の合併に関する諸法律の整備統合を図の合併一般について関係法律の特例措置を講じておくことが必要と考え

国会審議の経緯

二月、 付されて、 市となる要件について人口要件の修正がなされるとともに、 に行政局長から提案理由の補足説明が行われたあと、二月二五 |案された。二月九日に参議院地方行政委員会で提案理由説明、 合併特例法案は、 四日、 委員会で修正可決された。 九日の四回にわたって各委員から質疑が行われ、 昭 和 匹 〇年二月五日に閣議決定され、 翌六日国会に 附帯決議が 月 六旦、

決議は次のとおりである。

一七日に参議院を通過した法案は、直ちに衆議院に送付され、一九日に対議は次のとおりである。

(注) 市となる要件については、地方自治法第八条において人口要件が五万(注) 市となるの際では、既存の市と同程度の人口規模を有する町村がかな以上と定められているが、既存の市と同程度の人口規模を有する町村がかな以上と定められているが、既存の市と同程度の人口規模を有する町村がかな以上と定められているが、既存の市と同程度の人口規模を有する町村がかなり、正と定められているが、既存の市と同程度の人口規模を有する町村がかなり、正と定められているが、既存の市と同程度の人口規模を有する町村がかなり、正と定められている。

昭四○・二・九参議院地方行政委員会)町村の合併の特例に関する法律の提案理由説

まして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。ただいま議題となっておりました市町村の合併の特例に関する法律案につき

ます。の適正化を図ることは、地方自治を確立するうえにもっとも重要な事項でありの適正化を図ることは、地方自治を確立するうえにもっとも重要な事項であり、市町村がその事務を能率的に処理し、住民の福祉を増進するため、その規模

努力することが肝要であると存じます。現在におきましてもなお引き続き、新市町村の内容の充実とその基盤の安定に現在におきましてもなお引き続き、新市町村の育成を図ってまいりましたが、した後は、新市町村建設促進法により新市町村の育成を図ってまいりましたが、現をみましたことは、御承知のとおりであります。町村合併促進法が失効しまし、全国的な計画をたてて町村の合併を推進し、ほぼその計画どおり合併の実政府におきましては、昭和二十八年に制定された町村合併促進法の趣旨を体

あると思われるものが多く出てまいったのであります。 あると思われるものが多く出てまいったのであります。 あると思われるものが多く出てまいったのであります。 あると思われるものが多く出てまいったのであります。 かしながら、近年における社会的経済的諸条件の急激な変化及び地域開発 あると思われるものが多く出てまいったのであります。

て。なられるにいたったのであります。これがこの法律案を提案する理由でありま町村の合併一般について、所要の特例措置を講じておくことが必要であると考正的に合併をしようとする場合に、その実現を円滑ならしめるため、ひろく市主的に合併をしようとする場合に、市町村がそれぞれの地域の特性に応じ自このような事情にかんがみまして、市町村がそれぞれの地域の特性に応じ自

(以下法律の概要説明については省略)

てげま、こうとはこういい、こう耳ばこうことはなうことによっています。○附帯決議(昭和四○年三月一六日参議院地方行政委員会)

、ある。 政府は、本法の実施について、次の事項につき、遺憾のないよう措置すべき

にすること。 一、今後の市町村の合併については、いやしくも強制にわたることのないよう

> 地方自治の一層の確立をはかるようにすること。 政事務の配分を適正かつ、合理的にするため、事務配分を根本的に再検討し、、市町村の事務処理の現況にかんがみ、国、都道府県、市町村間における行

○附帯決議(昭和四○年三月二五日衆議院地方行政委員会)

る。 政府は、本法の実施にあたり、次の事項につき遺憾のないよう措置すべきで 政府は、本法の実施にあたり、次の事項につき遺憾のないよう措置すべきで

と。

合理化と自主財源の充実をはかり、すみやかに市町村自治の伸長を期するこ合理化と自主財源の充実をはかり、すみやかに市町村に対する事務配分の二、最近における市町村行財政の実情にかんがみ、市町村に対する事務配分の一、合併にあたっては、あくまでも市町村の自主性を尊重すること。

右決議する。

市町村の合併の特例に関する法律の概要

ことをその狙いとしている。とした場合に合併がやりやすいように合併の障害になる事項を取り除くの再編成を行おうとするものではなく、市町村が自主的に合併をしようの再編成を行おうとするものではなく、市町村が自主的に合併をしよう合併特例法は、町村合併促進法のように全国的な計画のもとに市町村

りとなっている。というでは、この法律による合併に関する関係法律の特別については、市の合併の特例に間する法律、新産業都市建設促進法等において、近の法律による合併に関する関係法律の特例については、町村合併促

① 議会の議員の定数に関する特例

の議員の定数の二倍の範囲内で定数を増加することができる。より選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、合併市町村新設合併の場合にあっては、市町村の合併後最初に行われる選挙に

%間に相当する期間に限り、編入をする市町村の旧定数に人口割で得編入合併の場合にあっては、編入をする市町村の議会の議員の残任

た数を増加することができる。

議会の議員の在任に関する特例

年を超えない範囲で協議により定める期間に限り、 ことができる。 議員の在任期間は、 新設合併の場合にあっては、 引き続き在任する 市町村の合併後

する期間に限り、 入合併の場合にあっては、 引き続き在任することができる。 編入をする議会の議員の 残任期間に相

農業委員会の委員の任期等に関する特例

ことができる。 一挙による委員は、 定数以内、 一定期間に限り引き続き在任する

4 職員の身分取扱い

に取り扱われなければならない。 般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、 また公正

(5) 地方税の不均一課税

地方交付税の額の算定の特例 合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、)課税を行うことができる。 不均

6

交付税の額を合併前の合算額を下らないように算定した額とする。 災害復旧事業費の国庫負担等の特例 合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、 地方

ならないようにする。 災害等の事由に対する国の財政援助について、 合併市町村が不利益

都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例 定期間に限り、従来の選挙区によるか又は合併市町村の

従前

の区

に係る選挙区を合わせて一選挙区を設けることができる。

(9) 衆議院議員の選挙区に関する特例 1職選挙法別表第 一が改正されるまでの間、 選挙区はなお従前の

選

ている。 備を図るように努めなければならないこと、 らないこと及び合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、 市 関係法律の改廃と所要の経過措置を講ずることとしたこと、等を規定し いた市町村の合併に関する規定をこの法律に一本に統合することとし 協議を行わせることとしたこと、 町村の建設に資するために必要な措置を講ずるように努めなければな この協議会において市町村建設計画の作成及び合併に関する この法律は、 合併しようとする市町 国 都道府県及び公共的団体は、 従来ばらばらに規定されて 村は、 合併協議会をおく その統合整

年間とすることとされた。 なお、この法律の有効期間 は、 その特例法たる性格にかんがみ、 $\overline{}$

と運用上の具体的な留意事項を示し、市町村への指導を要請した。また、 観点から、 ても重要であるばかりでなく、 の合併によって規模を合理化することは地方自治を確立するうえにおい 同じく同日付自治事務次官名で各省庁事務次官等にあてて、 け自治事務次官名をもって都道府県知事あてに通知を出し、 この法律の施行にあたり、 合併市町村の建設に対する配慮等を要請している。 政府は次のとおり昭和四〇年四月一五日 国政の合理的能率的運営に寄与するとの 市町村がそ 法律の概要 付

○市町村の合併の特例に関する法律及び市町村の 合併の特例に関する法律施行令の施行について

昭和四十年四月十五日 各都道府県知事あて 自治事務次官通知 自治振第百四号

第六号及び政令第五十二号をもって公布、即日施行された。 例に関する法律施行令(以下「令」という。)は、さる三月二十九日それぞれ法律 町村の合併の特例に関する法律(以下「法」という。)及び市町村の合併

確立するうえからきわめて重要なことであって、 基礎的な地方公共団体としての市町村の規模を合理化することは、 政府は、 さきに町村合併促進法 地方自治を

きた。 であるが、各位の御指導よろしきを得ておおむね所期の目標を達成することがでのあるが、各位の御指導よろしきを得ておおむね所期の目標を達成することがで(昭和二十八年法律第二百五十八号)に基づき、全国的な町村合併を推進したの

引き続いて、政府は、町村合併によって誕生した新市町村の内容の充実とその引き続いて、政府は、町村合併によって誕生した新市町村の内容の充実とその別き続いて、政府は、町村合併によって誕生した新市町村の場合も多く見受けられるにいたった。最近にいたり市町村行政の広域化の要請はさらに高まり、これらの法律が適用されない地域において、関係地域内の市町村合併について特例措置がたまは、昭和三十七年法律第百十七号)及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十法(昭和三十七年法律第百十七号)及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十法(昭和三十七年法律第百十七号)及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十法(昭和三十七年法律第百十七号)及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十法律第百四十六号)において、関係地域内の市町村の合併を必要とする事情の生開発に関すると考えられる場合も多く見受けられるにいたった。

ものである。村の合併を対象として、関係法律の特例措置を講ずる目的をもって、制定された村の合併を対象として、関係法律の特例措置を講ずる目的をもって、制定されたじて自主的に合併をしようとする場合にその実現を円滑にするため、ひろく市町にの法律は、このような事情にかんがみ、市町村がそれぞれの地域の事情に応

この法律に統一して規定されることになったものである。する規定が削除され、今後の市町村の合併の特例措置は、経過的な例外を除き、する規定が削除され、今後の市町村の合併の特例に関連法中の合併の特例に関け、新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法中の合併の特例に関十一年法律第百六十四号)及び市の合併の特例に関する法律が廃止されるとともなお、この法律の施行に伴い、町村合併促進法、新市町村建設促進法(昭和三

せられるとともに、貴管下市町村に対しても適切な御指導をお願いする。 この法律の施行については、特に下記事項に留意し、その施行に遺憾なきを期

詬

一 総括的事項

- 一 趣旨に関する事項
- を尊重するよう留意すること。 円滑にする趣旨のものであるが、その運用にあたっては、市町村の自主性(1) この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、市町村の合併を
- 律の特例を定めるものであり、施行の日から起算して十年を経過したとき(2) この法律は、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法

に失効するものとされていること(法附則第二条

二 定義に関する事項

- (法第二条第一項)。は境界変更で市町村数の減少を伴うものにすべて適用されるものであるこは境界変更で市町村数の減少を伴うものにすべて適用されるものであるこ十二条の十九第一項の指定都市の関係するもの以外の市町村の廃置分合又、1) この法律は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五
- (2) この法律において、「合併関係市町村」とは、
- る市町村をいうものであること。合併により設置される市町村にその区域の一部が編入されることとな新設合併の場合においては、当該合併により消滅する市町村及び当該
- 編入される市町村をいうものである。の全部が編入されることにより消滅する市町村及びその区域の一部がの全部が編入されることにより消滅する市町村及びその区域の全部では、当該編入をする市町村ならびにその区域
- 条第三項)。

 、大条まで及び附則第七条の協議の当事者となるものであること(法第二六条まで及び附則第七条の協議の当事者となるものであること(法第二条から第ることとなる市町村は、すべて合併関係市町村となり、法第三条から第ウ したがって、合併市町村の区域の一部をその区域の全部又は一部とす

関係法律の特例措置に関する事項

ては、規定されなかったものであること。第百九号)の特例及び地方交付税の算定における合併補正に関する特例につい第百九号)の特例、一部事務組合等の特例、地方財政法(昭和二十三年法律る特例措置に準ずることとしたが、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二この法律による関係法律の特例措置は、市の合併の特例に関する法律におけ

一議会の議員の定数及び在任

- (1) 定数の増加
- ア 新設合併の場合 (法第三条第一項)
- とができるものであること。を地方自治法第九十一条第一項の定数の二倍の範囲内で増加するこ(ア) 合併関係市町村の協議により、合併市町村の議会の議員の定数
- に限るものであること。ただし、総辞職、解散等により議員がすべてに行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間イ)(ア)による議会の議員の定数の増加は、市町村の合併後最初

一条第一項の定数に復帰するものであること。なくなったときは、当該期間を経過していなくても地方自治法第九十

- こと。 行われるものであること。これは次のイの場合についても同様である年じたときには、当該増加された定数に基づき補欠選挙又は再選挙が(ウ) (イ)の期間内において、議員の補欠選挙又は再選挙の事由が
- イ 編入合併の場合(法第三条第二項から第四項まで、附則第七条)
- こと。

 (ア) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村は、合いたのであること。なお、附則第七条の規定が適用できる場合もあるのものであること。なお、附則第七条の規定が適用できる場合もある
- (イ) 町村合併促進法第九条第二項第二号(市の合併の特例に関する(イ) 町村合併促進法第九条第二項第二号(市の合併の特例に関する金部が編入されることとなる合併関係市町村の協議により、合併市町村の議会の議員の選挙区及び当該選挙区の定数が法定されるとともにその区がる合併関係市町村の出該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入されるに関立ととなる合併関係市町村の当該編入されるにととなる合併関係市町村の当該編入されるに関立ととなる合併関係市町村の当該編入されるととされていたが、この法律においては、増加されることとなる合併関係市町村の当該編入されるととされたものであること。の議員の選挙区及び当該選挙区の定数が法定されるとともにその区域の全部が編入されたものであること。
- 条第一項の定数でない場合がありうること。る市町村の議会の議員の定数をいうものであり、地方自治法第九十一る市町村の議会の議員の定数をいうものであり、地方自治法第九をする「旧定数」とは、当該市町村の合併の行われた日における編入をす、(イ)により増加されるべき議会の議員の数の算定の基礎とな
- おいては、当該市町村の合併の日から五日以内に当該合併市町村の議(オ)(ア)により合併市町村の議会の議員の定数を増加した場合に

ないものであること。二十五年法律第百号)に定めるところにより選挙を行わなければなら知し、当該選挙管理委員会は、その通知に基づいて公職選挙法(昭和会の議長から、当該合併市町村の選挙管理委員会に対してその旨を通

ましいものであること。
を増加できる方法も規定されたので、今後はこの方法によることが望を増加できる方法も規定されたので、今後はこの方法によることが望して見られたが、(ア) に延べたように合併に際し、特に議会の議員を得期間に相当する期間編入をする市町村の参与等とする例が往々に力)
編入合併の場合、従来編入される市町村の議会の議員をその残

(2) 旧議員の在任

ア新設合併の場合(法第四条第一項第一号

(ア) 合併関係市町村の議会の議員として在任することができるものであ続き合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、引き合併市町村の議会の議員で当該範囲で協議で定める期間に限り、合併関係市町村の議会の議員で当該のより、市町村の合併後一年をこえない

ため一年に短縮されたものであること。ていたのであるが、合併市町村の一体性のすみやかなる確立を期するていたのであるが、合併市町村の一体性のすみやかなる確立を期するの新産業都市建設促進法及び法附則第十三条による改正前の工業整なお、市の合併の特例に関する法律、法附則第十一条による改正前

(イ) (ア)により在任することと。 (ア)により在任することとなったときは、同条の規定によるが生じたとき又は議員がすべてなくなったときは、同条の規定によるが生じたとき又は議員の定数とされるものであるが、議員に欠員数が地方自治法第九十一条の定数をこえるときは、当該数をもって当

編入合併の場合 (法第四条第一項第二号)

イ

の議員として在任することができるものであること。 員の被選挙権を有することとなるものは、引き続き合併市町村の議会が編入された合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部(ア) 合併関係市町村の協議により、編入をする合併関係市町村の議

- 要があること。 合においては、編入される区域の所属すべき選挙区について定める必 編入をする市町村に公職選挙法第十五条第五項の条例がある場
- 3
- イ(ア)の特例措置は、それぞれ併用することはできないものであること (法第四条第二項、附則第七条第二項)。 (1) のア (ア) と (2) のア (ア) 及び (1) のイ (ア) と (2) Ø
- $\widehat{4}$ 七条第三項)。 村の議会の議決を経るとともに、協議が成立したときは、直ちにその内容 を告示することが必要であること(法第三条第五項、第四条第三項附則第 法第三条、第四条及び附則第七条の協議は、いずれも合併関係市

とする場合の協議についても同様であること(法第五条第四項) なお、これは次の二により農業委員会の選挙による委員が在任すること

5 行なう協議は、地方自治法第七条第五項の規定による関係市町村の申請に きものであること ついて関係市町村の議会が行なう議決と同日又はそれ以前にととのえるべ 議会の議員の定数の増加又は在任の特例について合併関係市町村が

とする場合の協議についても同様であること なお、これは次の二により農業委員会の選挙による委員が在任すること

農業委員会の委員の任期等に関する特例

- 1 新設合併の場合
- めるものであること(法第五条第一項第一号)。 定められた数をこえるときは、これらの者の互選により在任する者を定 間八十をこえず十を下らない範囲で定めた数の者に限り、引き続き合併 農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町 のであること。この場合において、引き続き在任すべきものの数がその 村の協議により、市町村の合併後一年をこえない範囲で協議で定める期 町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができるも 合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村
- イ 合併関係市町村の農業委員会の選任による委員は、当然身分を失うの で、合併後すみやかに農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第 以下「農委法」という。)に定める手続により、 委員の選任

を行うべきものであること

- ものであるので、あらかじめその措置をとっておく必要があること。 第五条第二項)。また、この定数は、条例により定めなければならな れるが、選挙による委員に欠員が生じ又は委員がすべてなくなったとき は、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものであること(法 その数をもって合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とさ 令で定める基準をこえている場合には、アの協議で定める期間に限り、 アにより引き続き在任する農業委員の数が農委法第七条第一項
- 2 編入合併の場合
- ること (法第五条第一項第二号)。 場合においては、引き続き在任すべき者の数が、その定められた数をこ の選挙による委員で合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有す えるときは、これらの者の互選によりその在任する者を定めるものであ 会の選挙による委員として在任することができるものであること。この をこえない範囲で定めた数の者に限り、引き続き合併市町村の農業委員 市町村の農業委員会の選挙による委員の残任期間に相当する期間四十 るものとなるものは合併関係市町村の協議により、編入をする合併関係 その区域の全部又は一部が編入される合併関係市町村の農業委員会
- づく定数にいたるまで減少するものであること(法第五条第二項 当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とされるが、選挙 第一項の政令で定める基準をこえることとなるときは、当該数をもって による委員に欠員が生じ又は委員がすべてなくなったときは、同条に基 員の数とアにより引き続き在任する者の数との合計数が、 編入合併の場合には、編入をする市町村の農業委員会の選挙による委 農委法第七条
- 置を講ずべきものであること。 項の政令で定める基準に合致しないこととなるときは、 この場合において、編入をする市町村の既存の条例が農委法第七条第 所要の改正措
- 合併市町村の区域を分けて二以上の農業委員会を置く場合

の区域の整備をはかるとともに、その市町村の区域内に二以上の農業委 び第三項に規定するところであるが、市町村の合併に際して農業委員会 域として農業委員会を置く場合については、農委法第三十四条第二項及 市町村の廃置分合又は境界変更の際に従前の農業委員会の区域を区

と(法第五条第三項)。
と(法第五条第三項)。
と(法第五条第三項)。
と(法第五条第三項)。
と(法第五条第一項第一号及び第二項の規定が適用されるものであること。この場合においては、当該各農業委員会ごとにられたものであること。この場合においては、当該各農業委員会ごとにられたものであること。この場合に対処して、法第五条第三項の特例が設け

い。 み替えて適用される同法第三条の規定の適用が同然あるものであるこみ替えて適用される同法第三条の規定の適用が同然あるものであるこ置かれる農業委員会についても農委法第三四条第一項の規定により合併市町村の区域の一部を区域として

二 職員の身分取扱い

ばならないものであること(法第六条)。その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなけれての身分を保有するように措置し、また、合併市町村は職員の任免、給与しての身分を保有するように措置し、また、合併市町村は職員の任免、給与合併関係市町村は、その一般職の職員が引き続き合併後の市町村の職員と

□ 地方税の不均一課税

第七条)。 定めるところにより不均一の課税をすることができるものであること(法定めるところにより不均一の課税をすることができるものであること(法ては、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り条例の百二十六号)第六条第二項に規定されているが、(2)に掲げる場合におい百二十六号)第六条第二項に規定ついては、地方税法(昭和二十五年法律第二)

すべきものであること。 るためには、不均一の課税を行う期間は、できるだけ短くするように措置なお、市町村の一体性のすみやかな確立を図り、住民負担の公平を期す

ること (法第七条)。
ること (法第七条)。
る場合であり、その不均一の課税は、その衡平を欠く程度とするものであの全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められの全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められば課に関し著しい不均衡があるため又は合併により承継した財産の価格も賦課に関し著しい不均衡があるため又は合併により承継した財産の価格も賦課に関し著しい不均衡があるため又は合併により承継した財産の価格も、

地方交付税の額の算定の特例

五.

- (1) 市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びそれに続く五年度に(1) 市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びそれに続く五年度により普通交付税が合併市町村に対して交付されるものであるこ定した額により普通交付税が合併市町村に対して交付されるものであるこ定した額により普通交付税が合併市町村に対して交付されるものであるこだした額により普通を付款が行なわれた日の属する年度及びそれに続く五年度に(1) 市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びそれに続く五年度に
- の財政基盤を確立するよう配慮すること。びこれに続く五年度に限られるものであるから、当該期間中に合併市町村(2) この特例措置の適用は、市町村の合併が行われた日の属する年度及

災害復旧事業費の国庫負担等の特例

六

- (1) 市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生た災害その他の事由に対する適用については、当該市町村の合併が行わるための特別の財政援助等に関する法律(昭和二十六年法律第百五十号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和二十六年法律第百五十号)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)及び公営住宅法(昭和二十六年法律第百五十号)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十元号)の当該合併市町村に対する適用については、当該市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生れために不利益となることがないように措置しなければならないものでれたために不利益となることがないように措置しなければならないものでれたのでは、当該に対しては、当該市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生むた、
- ぞれの区域におけるものを十分には握しておく必要があること。のであるから、補助率の算定の基礎となる数値について合併市町村のそれたと仮定して算定した額を下らない額の財政援助を保障することとなるも(2) この特例措置は、合併関係市町村が従前の区域をもって存続してい

(1) 都道府県の議会の議員の選挙区

都道府県の議会の議員の選挙区及び衆議院議員の選挙区に関する特例

t

の特例を条例により設けることができるものであること(法第十条第一せて、一選挙区(以下「合区選挙区」という。)を設けるかのいずれかり、選挙区については従前と同一の区域によるか、又は関係郡市を合わり、選挙区については従前と同一の区域によるか、又は関係郡市を合わ期中及び次の一般選挙による議会の議員の任期の終わるまでの間に限初道府県の議会の議員の選挙区に変動を及ぼすのが例であるが、これに都道府県の議会の議員の選挙区に変動を及ぼすのが例であるが、これに不断市の区域に変動を及ぼすような市町村の合併が行われた場合には、

と

必要があること。 議決と同時又は当該市町村の合併の効力が生ずるまでの間に制定する議決と同時又は当該市町村の合併の効力が生ずるまでの間に制定する併なお、この条例は、都道府県議会における関係市町村についての合併

- こと(法第十条第二項)。 れ従前の選挙区の人口に比例して定めた数の合計数とするものであるイ 合区選挙区の議会の議員の定数を条例で定めるにあたっては、それぞ
- いて特別の定めがあるので注意すること(令第二条)。公示された場合における関係区域の人口の計算方法及びその告示につ調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行なわれ、その結果が官報で調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行なわれ、その結果が官報で、運輸の選挙区によることとした後又は合区選挙区を設けた後に、国勢
- 項、第十一条第二項)。 分けて数開票区を設けなければならないものであると(法第十条第三分けて数開票区を設けなければならないものであると(法第十条第三学区の特例による場合においては、選挙区の区域により市町村の区域を アにより従前の選挙区によった場合及び次の(2)の衆議院議員の選工 アにより従前の選挙区によった場合及び次の(2)の衆議院議員の選工
- して行うよう指導すること。 県選挙管理委員会に対する報告は、市町村内の選挙区の区域ごとに区分以の第八十九号)第十九条第三項及び第二十二条の規定による。都道府政令第八十九号)第十九条第三項及び第二十二条の規定による。都道府

(2) 衆議院議員の選挙区

ものであること(法第十一条)。ては、公職選挙法別表第一が改正されるまでの間は、従前の選挙区による来議院議員の選挙区に変動を及ぼすような合併が行われる場合につい

一 市町村建設計画等

合併協議会

- 項)。 の作成その他合併に関する協議を行なうものであること(法第十二条第一の作成その他合併に関する協議を行なうものであること(法第十二条第一(1) 合併をしようとする市町村は、合併協議会を置き、市町村建設計画
- が適当な場合のあることを考慮したものであること(法第十二条第三項)。きるものとされたが、これは、市町村建設計画の作成等に参与させること他の職員をもって充てるほか、学識経験者をも委員として加えることがで(2) 合併協議会の委員は、関係市町村の議会の議員ならびに長及びその

地方自治法で定める手続によるものであること。及び計画作成の双方の性格を有するものであるので、その設置については.3) 合併協議会は地方自治法第二百五十二条の二の規定による連絡調整

市町村建設計画

- (法第十二条第一項、第二項)。 (法第十二条第一項、第二項)。 合併市町村の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備にらないものとされ、その内容は、おおむね合併市町村の建設の基本方針、らないものとされ、その内容は、おおむね合併市町村の建設の基本方針、らないものとされ、その内容は、おおむね合併市町村の建設の基本方針、
- と密接な連絡をとったうえで計画すべきこと。 及び公共的団体が行なうことを期待するものについては、関係行政機関等(3) 合併市町村の根幹となるべき事業に関する事項のうち国、都道府県
- の意見をきくことが適当であること。(4) 市町村建設計画の作成にあたっては、あらかじめ関係都道府県知事
- 項(たとえば一部事務組合の取扱い、事務処理の組織等)についてもこの(5) 市町村建設計画において定めることと決定されている事項以外の事
- は、地方債の許可において優先的に取扱うものであること。の統合整備のための事業で市町村建設計画に掲げられているものについて(7) 合併市町村におけるその建設の根幹となるべき事業及び公共的施設
- 5) 市町村建設計画の変更については、この法律は規定していないが、

の建設が計画的かつ効果的に実現されるように配慮することが適当である 経済的事情の変化に伴って当該計画を適宜変更して、合併市町村

第四 国、都道府県等の協力等

- とされていること(法第十三条第一項)。 村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならないもの 国及び日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の公共的団体は、 合併市町
- いては、特別交付税の配分にあたり考慮されるものであること。 なお、 合併市町村の合併に伴う財政需要のうち真にやむを得ないものにつ
- 二 都道府県についても合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよ 併市町村の実情に応じ適切な指導援助を行なうようにされたいこと。 うに努めなければならないものとされている(法第十三条第一項)ので、 合
- ないものとされたこと (法第十三条第二項)。 すみやかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければなら 婦人会、青年団等の公共的団体等は、合併に際しては合併市町村の一体性の 合併市町村の地域内にある農業協同組合、森林組合、商工会、商工会議所、

Ŧ. 他の法令改廃等

- うに定められたこと。 政治促進法の合併の特例に関する規定を削除する改正がなされた(法附則第十 法律が廃止され (法附則第三条)、新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域 進法施行令(昭和三十一年政令第二百二十三号)及び市の合併の特例に関する 令 (昭和二十八年政令第三百二十三号)、新市町村建設促進法、新市町村建設促 条、第十三条)が、これらの法令の改廃に伴う経過措置については、次のよ この法律及びこの政令の施行により、町村合併促進法、町村合併促進法施行
- らに規定されていた特例について次のような経過措置が講ぜられたこと(法 廃止に伴って、これらの法律にいう合併町村又は新市町村については、これ 附則第四条、第五条)。 町村合併促進法及び同法施行令又は新市町村建設促進法及び同法施行令の

$\widehat{1}$ 町村合併促進法

- 一部事務組合等に関する特例
- 従前の例による。
- 1 水産業協同組合法の特例

- ゥ 従前の例による。 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) の特例
- 工

国の財政援助の特例 昭和四十一年六月二十九日までの間に生じた災害に関するものに限

従前の例による。

関するものに限り、従前の例による。 ては、当該合併の日の属する年及びそれに続く五年以内に生じた災害に ただし、昭和三十六年一月一日以降に勧告合併等をした市町村につい

2 新市町村建設促進法

地方税法の特例

昭和四十一年度までの間に限り、 従前の例による。

地方交付税法の特例

の属する年度及び、それに続く五年度は、昭和四十二年度以降の年度に 七年四月一日以降に勧告合併等をした市町村については、当該合併の日 昭和四十一年度までの間に限り、従前の例による。ただし、昭和三十 いても従前の例により合併算定替えが行なわれる。

- 昭和四十一年六月二十九日までの間に限り、従前の例による。 国有財産特例措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の特例
- エ 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の特例
- **ア** 日までの間に限り、従前の例による。 国有林野の売払い、交換については、昭和四十一年六月二十九

(イ) 売払いを受けた国有林野の経営の承認等については、従前の例 による。

- 関しては、なお従前の例によるものとされたこと(法附則第六条)。 第三条(同法附則第五項において準用する場合を含む。)の規定による特例に 市の合併の特例に関する法律の適用又は準用を受けた市町村にかかる同法
- 三 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に行われる新 適用されるものとされたこと(法附則第十二条第二項、 工業整備特別地域整備促進法第十三条及び第十四条の規定による特例措置が 正前の新産業都市建設促進法第二十四条及び第二十五条の規定又は改正前の 産業都市の区域又は工業整備特別地域内における市町村合併については、改 第十四条第二項)。な

はあることに注意すること。おあることに注意すること。お、これらの市町村合併に関しても、法第十二条及び第十三条の規定の適用

第六 市の人口要件の特例

- 四万以上とする特例措置が講ぜられたこと(法附則第九条)。いては、地方自治法第八条第一項第一号の規定にかかわらず市の人口要件をとする処分で昭和四十二年三月三十一日までの間に申請がなされたものにつ一 市町村の区域の全部もしくは一部をもって市を設置する処分又は町村を市
- これを緩和する趣旨を含まないものであることに留意すること。 この特例措置は、市となるべき要件のうち人口要件以外の要件については
- であること。 指定統計調査が行なわれない限り、国勢調査の結果による人口を用いるもの指定統計調査であるので、国勢調査の結果が官報に告示された日以後に査も指定統計調査であるので、国勢調査の結果が官報に告示された日以後にの法律による改正後の地方自治法附則第二十条の四が適用されるが、国勢調の法律による改工後の地方自治法附則第二十条の四が適用されるが、国勢調の法律による改分については、この法律に対している。

四条の規定の適用はないことに注意すること。 なお、市町村の区域の全部又は一部をもって市を設置する処分については、

続をとるようにすること。(法附則第十条)。されたので、当該規定により市となろうとする町村は、すみやかに所要の手第二項第二号の規定は、昭和四十一年三月三十一日をもって失効するものと、地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百九十三号)附則

○市町村の合併の特例に関する法律施行令の施行について○市町村の合併の特例に関する法律及び市町村の

という。)が、昭和四十年政令第五十二号をもって市町村の合併の特例に関する法昭和四十年法律第六号をもって市町村の合併の特例に関する法律(以下「法」

が予想される。 律の施行によって、従来より以上に各地において市町村の合併が行なわれること律施行令(以下「令」という。)が三月二十九日公布、即日施行されたが、この法

いする。

・
いする。

・
の規模を合理化することは、地方自治を確立するうえの時で、
の規模を合理化することは、
の方自治を確立するところでにおいて重要であるばかりでなく、
国政の合理的能率的運営に寄与するところで
において重要であるばかりでなく、
国政の合理的能率的運営に寄与するとえるうえ

記

法律第九条及び令第一条により市町村の合併が行なわれた日の属する年及び ための下あること。 とのであること。

合併によって影響を受けるものではないものであること。 なお、この措置は、当該特例措置の継続期間中に当該合併市町村が再びする

包含されるよう改正を行なわれたいこと。 国の行政機関の地方支分部局の所管区域にまたがって市町村の合併が行なわ すみやかに市町村の区域全部が一つの地方支分部局の所管区域に

- ことは、合併市町村の一体性確立のため欠くことのできないものであるから、 だいているところであるが、合併市町村の区域のすべてが市内通話区域となる 今後ともよろしく御措置願いたいこと。 電話の取扱いについては、従来から合併市町村について格段の御配慮をいた
- 関する法律(昭和三十七年法律第百十八号)が廃止され、新産業都市建設促進 措置が講ぜられているので、 についてはこれらの法律による合併町村又は新市町村に関し、 れ所要の経過措置が設けられ、とくに町村合併促進法及び新市町村建設促進法 十九年法律第百四十六号)中合併の特例に関する規定が削除されたが、それぞ 法(昭和三十七年法律第百十七号)及び工業整備特別地域整備促進法 新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)及び市の合併の特例に この法律の施行に伴い、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)、 御注意願いたいこと。 次のような経過 (昭和三

合、 併

1 町村合併促進法

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の特例及び水産業協同組合 (昭和二十三年法律第二百四十二号)の特例

従前の例によること

災害等に対する国の財政援助の特例

イ

例によること。 和四十一年六月二十九日までに生じた災害に関するものに限り、 従前

るのに限り、従前の例によること。 は、当該合併の日の属する年及びそれに続く五年以内に生じた災害に関す ただし、昭和三十六年一月一日以降に勧告合併等をした市町村について

 $\widehat{2}$ 新市町村建設促進法

- ア 昭和四十一年六月二十九日までの間に限り、従前の例によること 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の
- 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の特例 までの間に限り、 国有林野の売払い、交換については、 従前の例によること 昭和四十一年六月二十九日

イ

よること 売払いをうけた国有林野の経営の承認等については、 従前の

市町村の合併の特例に関する法律の改 、昭和五〇年・六〇年の 改 正

市 町村の合併 の特例に関する法律の改正の経緯

われ、 で、 合併特例法の有効期限を昭和六○年三月三一日まで延長する等所要の改 ため、特例措置を引き続き存続させることが必要であるとの判断にたち、 的な判断に基づき市町村の合併が行われる場合には、その円滑化を図る 化の要請、 る場合等多岐にわたっており、これらの合併は年度毎にほぼ平均して行 正が検討された。 は、このような傾向は、住民福祉の向上等を目的とする行政水準の高度 の形態は県庁所在都市や地域の中心都市が周辺の町村を編入する 一○年の間に一二五件の合併が行われ、一九三の団体が減少した。 合併特例法はその有効期間を一〇年間とした限時法であったが、 今後とも続くものと考えられたため、関係市町村や地域住民の自主 あるいは中小規模の数市町村が合体してその規模能力の適正化を図 又、地域的にも全国にわたって行われた。そして、政府において 隣接市町村との間における広域行政の必要性が増大するなか

ものとなった。 という提案がなされており、 ることは必要であるので、 主的な合併が行われる場合、その障害を除去するための特例措置を講ず 方行財政に関する当面の措置についての答申」においても、 また、昭和四九年一二月一九日に第一六次地方制度調査会が出した「地 同法の有効期間を当分の間延長すべきである 今回の改正はこの答申の趣旨をも踏まえた 市町村の自

〇年一月三一日に閣議決定され、 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、 翌日第七五通常国会に提案された。 昭和 玉 五.

会では、参議院・衆議院双方において、

- ・合併にあたっては、市町村の自主性を尊重すること
- ・住民投票等により関係住民の意向を尊重すること

法律第五号をもって公布、即日施行された。例に関する法律の一部を改正する法律」として、昭和五〇年三月二八日について善処を求める附帯決議が付されて可決され、「市町村の合併の特

れた。

本さらに本法は、昭和六〇年、本法がその有効期限を迎えるに先立ちれた。

ならに本法は、昭和六〇年、本法がその有効期限を迎えるに先立ちれた。

町で

別

とにあった。その円滑化を図るための所要の措置を講ずる必要があると判断されたこその円滑化を図るための所要の措置を講ずる必要があると判断されたこービスの向上、地域の一体的整備、市町村の自治能力の強化等のために、一ビスの向上、地域の一体的整備、市町村の自治能力の強化等のために、今回の改正の主な理由は、昭和五〇年の改正時とほぼ同じく、住民サ

「2 地域社会の振興

(2) 市町村合併の特例の延長等

るため、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用対象の拡大及市町村行政の広域化の要請に対処し、市町村の合併の円滑化を

を延長すべきである。 び現行の特例措置の拡充について検討を加えた上、その有効期

限

引き続き検討を行うべきである。」 また、広域行政体制の整備と市町村の規模の適正化についても

全国の市町村合併の状況

一、九九四、村五七七)となった。一四五件の合併が行われ、全国の市町村数は三、二三四(市六六三、合併特例法の施行後、別表のとおり、平成六年一一月一日までに全国

の状況
○表)市町村の合併の特例に関する法律施行(昭和四○年三月)以後の合併

四六	四 五	四四	四三	四三	四一		四〇	昭和	年度
五.	五	四	九	一 九	$\stackrel{-}{\equiv}$		$\stackrel{-}{=}$		件合 数併
編入一〇	編入一〇、	編入	編入	編入一	編入一		編入一一、		編
Ó	Ó	\equiv	九	四	四、				入。
新設	新設	新設		新設	新設		新設		新設の別
五.	五.	_		五.	九		_		<i>D</i> 1
一九	<u></u>	四		五五	四六		=======================================		町減 村少 数市
			四三、六、二六			(昭和四〇、三	市町村の合併の特別に関する法律施行		備
			小笠原諸島復帰			三、二九法律第六号)	別に関する法律施行		考

(平成六年一一月一日現在)	二六	新設三七	新設	\mathcal{L}	編入一	一 四 五	計
	_	_	新設			1	六
	_			_	編入	_	五.
	_			_	編入	_	四
	四	_	新設	$\stackrel{-}{\sim}$	編入	三	三
	四			匹	編入	四	<u> </u>
	0					0	元
							平 成
	0					0	六三
	八	_	新設	芄	編入	六	六二
	0					0	六一
(昭和六〇、四、一法律第一四号)一部を改正する法律施行 一部を改正する法律施行	0					0	六〇
	=			\equiv	編入	<u> </u>	五 九
	0					0	五八
	0					0	五七
	0					0	五六
	0					0	五. 五.
	0					0	五四
	_			_	編入	_	五三
	0					0	五二
(昭和王〇 三 二八法律第王号)	0					0	五
る特別	_			_	編入	_	五〇
	一七	三	新設	八	編入	_	四 九
	六	_	新設	五、	編入	六	四八
四七 王 一王 沖縄後帰に伴う増	- 六	pu	新設	t	編入	_	D -t

一熊本市と飽託郡四町の合併等―第四節 本県における市町村の合併の状況

村数は九四となった。 本県では、合併特例法施行後、別表のように七件の合併が行われ市町

開催、 が急速に高まった。 その後の日常生活圏の広がりに伴い、 境にないとして見送ったため未合併村として残っていた。 を行い、これらの結果を踏まえて昭和四四年四月一日を期して合併する れがなされ、これを受けて植木町でもアンケート調査や地区別座談会の ならず人情・文化・経済的にも密接な関係にある植木町との合併の気運 しかし、 年三月の県知事の合併勧告では けで行われた植木町と田底村の編入合併であった。 こととなった。 議員・各種団体代表等で構成される合併問題研究会での検討など 植木町が、 最初に合併特例法が適用されたのは、 昭和四一年一〇月に田底村から正式な合併の申し入 当時町財政再建の途上にあったことから合併する環 植木町と合併することとされていた。 昭和四〇年代に入り、 昭和四 田底村は、 兀 年 地理的のみ 应 昭 月

合併された。 併により芦北町が誕生し、又、同日付けで熊本市に飽託郡託麻村が編入 続いて、昭和四五年一一月一日に、芦北郡の葦北町と湯浦町の新設合

麻村の編入合併は、通勤・通学等住民の日常生活において密接な交流関の選定に当たっても住民からの公募を行っている。また、熊本市への託表との座談会、地区別座談会を開催して住民の意向把握に努め、新町名て合併の必要性が生じたものである。合併に至る過程では、各種団体代通通信網の発達により両町の時間的距離が短縮される等の状況を踏まえじ生活基盤の上に立ち、一体となって発展してきた経緯があり、又、交じ生活基盤の上に立ち、一体となって発展してきた経緯があり、又、交じ生活基盤の上に立ち、一体となって発展してきた経緯があり、又、交じ生活基盤の上に立ち、一体となって発展してきた経緯があり、又、交が生活を放っている。古来草北・湯浦両町は地理的にも経済、文化、教育等でも同えている。

【別表】―熊本県の市町村合併の状況―

託郡四町 の発展の歴史でもある。そして、 含めて過去一五次にわたる合併を行ってきた。 託郡の設置以来、 飽託郡四町との合併が行われた。 て行われたものであ 係を有する託 (北部町、 これらの合併から二〇年余後の平成三年二月 密接な関係を有しており、 の各地区 河内町、 .から合併請願書が提出されたことを端緒とし 飽田 平成三年二月一日をもって行われた飽 熊本市と飽託郡とは、 町 天明町) 先述の託麻村の編入合併を この合併の歴史は熊本市 の熊本市への編入合併を 明治 旦 二九年の |本市と 飽

もって飽託郡はその歴史に幕を降ろすこととなった。

平成二年七月、 自治大臣告示を得て、 れた。平成二年一〇月に県議会の議決を経て県知事の合併処分がなされ で合併協定書案に合意し、合併に必要な市議会・町議会の議決を経て、 市と各町との間で合併協議会が設置された。 調整会議を設置し事務レベルの協議・調整を進め、 大きく動きだした。その後、 合併は実現した。 ·から熊本市へ出された編入合併請願 この飽託郡四町の合併は、 これを受けて市に「合併推進室」が設置されたこと等によって 熊本市長と飽託郡四町長から県に対して合併申請がなさ 平成三年二月一日をもって熊本市と飽託郡四町の 熊本市・飽託郡四町との合併に関する連絡 昭和六三年五月から八月にかけて飽託 (陳情) そして、 が熊本市議会において採 平成元年九月に熊本 第四回合併協議会

州の中核都市として発展していくこととなった。メートルから約二二キロメートルと三倍強になり、有明海に聞かれた九トルから二六六平方キロメートルと一・五倍に増え、海岸線も約七キロ全国で一四番目に人口の大きな市となった。面積も一七一平方キロメーこの合併により、新しい熊本市の人口は五七万人から六三万人に増え、この合併により、新しい熊本市の人口は五七万人から六三万人に増え、

天 熊 本 市	飽 熊 本 市	河内町市	北熊本町市	湯業北町町	能 麻 村 市	田植木町	市町村 が おの
	KOK' 111 K	五七、六九一八、五二五	五七九、三〇六	七、〇一七	四四0′0110	110′ 长11月	人同 口上
一九・三八	二三四·七八 一二·0宝	三〇〇・八三	二九・七四	一三七・四七	二二二十八〇	五八・五八	面同 積上
熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	芦北町	熊本市	植木町	市町村後 名の
				二一、九九二	四四九、二宝四	二三、六九六	人同 口上
	二 六 六 • 二			101・蚕宝	114 - 141	六四・七二	面同積上
平成	平成	平成	平成	四昭五、一一	四昭五和一一一	四昭四、和四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四、四	合併年月日
1 1,						I'.	Î
編入	編入	編入	編入	新設	編入	編入	種合併 類の

-469-

――熊本県の市町村数の推移―

郡四町合併	熊本市・飽託郡四町合併	九四	≞	六二		平成三(九二)、二、一
村合併、葦北町・	湯浦町合併、	九八	六	五 九	1 1	昭和翌(「売の、二、一
村合併	植木町・田底村合併	100	nio	五九	1 1	昭和閚(元六元)、四、一
法律施行	法律施行	101	四二	四八	1 1	昭和四((九笠)、四、一
促進法失効	新市町村建設促進法失効	101	四九	四一	1 1	昭和吴(元六二)、四、一
法失効	町村合併促進法失効	Ψ[]	山	11171	九	昭和三(二类)、九、三(
(召口)で合併)法施行前	町村合併促進法施行前	0 11 11	二十四	四一	五	昭和示([盐三)、九、三()
市制町村制施行(明治の大合併)	市制町村制施行	三四七	<u>=</u>	三四	_	明治三(二八九)、四、一
法	郡区町村編制法	一、二八十	一、二四五	四一	(図)	明治二二公元、二二〇一(区)
考	備	計	村	町	市	年月日

第五節 「市町村の自主的合併の推進方策等に関する

一市町村の自主的合併の潮流

るということができる。 を目指した合併等特色ある合併事例が見られるようになった。 建設という国家的プロジェクトの実施を背景とした茨城県つくば市の合 圏域の拡大に伴い周辺市町村を編入する合併のほかに、 るといわれ、自主的合併の動きが全国的に浮上してきたことを現してい 商工会議所など民間団体が構想を打ち上げるケースが多い点に特色があ 市町村合併の動きは、 大合併という過去二回の大合併が国主導で行われたのに対して、 行による明治の大合併、 記事が見受けられるようになってきた。特に明治二二年の市制町村制施 る市町村合併の動きがあり、 また、 新市を建設しようとする合併、 五件の合併が行われたが、 既に延べたように、 地域の中核都市の建設をめざしていくつかの市町村が新設合併によ 盛岡市などの県庁所在都市やこれに準ずる地方の中核都市が都市 新聞報道においても、 市町村や議会からの自主的な提唱、青年会議所や 合併特例法施行後、 昭和二八年の町村合併促進法施行による昭和 第三次合併ブームが起こりつつあるという 昭和六〇年代に入ってからの合併には、 構想まで含めると全国には四○件を超 仙台市のように政令指定都市への移行 平成六年一一月一日までに一 研究学園都市の ・今回の の

推進」を具体化する方策として、市町村合併の推進の必要性が提唱され間政治臨調」)などの経済団体・民間団体の提言の中には、「地方分権のうになってきたが、経済団体連合会や政治改革推進協議会(いわゆる「民財政基盤の強化を行うなど「地方分権」の推進の必要性が論議されるよは、国と地方の機能分担を見直し、国から地方への権限移譲と地方の税は、国と地方の機能分担を見直し、国から地方への権限移譲と地方の税このような動きの一方で、地域の特色や自主性を生かした個性的で魅

ている。

れている。 おいて市町村の自主的合併の推進についての審議・答申が相次いで出さ さらに、 その主なものは次のとおりである。 町村合併をめぐるもう一つの動きとして、 玉 の審議会等に

 \mathcal{O}

『行政改革に関する第三次答申--基本答申』

る。 ているところから地域の自主性を尊重しつつ、合併を推進すべきであ 義とすべきであり、 供され得るよう、日常生活圏を一つの市町村の区域とすることを第 「長期的、 |要な課題であり」、「可能な限り行政サービスが総合的、 日常生活圏の拡大や市町村の人口規模に格差があることを指摘し 基本的には、 地方都市とその周辺市町村等の比較的条件の整っ 市町村 (臨時行政調査会・昭和五七年七月三〇日) つの規模、 能力の格差を解消することが 一元的に提

『今後における行政改革の基本方向』

経済社会の変化に対応して、二一世紀を展望し新しい地域社会を (第一次行革審・昭和六一年六月一〇日)

が必要」であり、「市町村の自主的合併の推進施策の拡充強化を図るべ 施設の一体的整備など日常生活圏をより緊密・強固にするような措置 の変化に対しては、その地域の産業の振興、 合併が推進される必要」があるとしたうえで、「近年の急激な社会情勢 担うに十分な基盤を有する活力ある地方公共団体の創造のため、 体的な地方行政の展開、行政サービスの向上等市町村合併の効果を .摘している。そして、「様々な地域の態様に応じて、自主的な市町村 1の自主的合併を推進するよう提言」し、行財政基盤の強化、 地域の道路その他の公共 総合的 市町

3 『小規模町村のあり方についての答申

きである」としている

小 7規模町村については、 |次地方制度調査会・平成元年||二月六日) 共同生活意識の高まりなどから関係市町

> いる。 ついて合併前と同様に取り扱う、という措置を講じることを指摘して 特例法に係る財政上の特例措置につい 会に対する住民の発議を認めること等の合併特例法の見直し、 主的な合併が円滑に進められるよう、 部が対象地域となっている場合は、 特例措置を一層充実すること、 自主的 判断により合併による規模拡大をめざす地域については、 市町村合併について関係市 合併後も一定期間 て、 ①現行の合併特例法の行財政 旧市町村の区域の全部又は 当該地域に 町村の議 ①地域

 $\frac{2}{4}$ 『国と地方の関係等に関する答申』

(第二次行革審・平成元年一二月二〇日)

 \mathcal{O} った地域について関係市町村の合意形成のために必要な役割を果た 国の支援措置を含めた方策を講ずるとともに、都道府県は、 市町村の自主的合併を推進するため、 地方交付税、 地方債その他 条件が

5 す」こととした。 『最終答申』(第三次行革審・平成五年一〇月二七日

から、 れる。 た自治体形成ができるような支援措置を講じるべきであり、この観点 の強化と相まって、市町村の自主的合併が推進されていくことが望ま 論議が行われ、国からの権限の移管等の推進や地方自治体の財政基盤 に活用するとともに、「望ましい基礎的自治体の在り方について幅広い 権特例制度(パイロット自治体)、中核市や広域連合等の制度を積極的 ばなら」ず、 地 を進める必要がある。」 域社会に関する多様な行政を自主的、 「基礎的自治体である市町村は、地方行政の中心的な担い手として、 この場合、 市町村の自主的合併の推進のための措置の在り方について検討 この点については、 国としては、 地方主導で地域の実情や特色を反映し 市町村が創意工夫をこらし、 自律的に展開していかなけれ 地方分

市 研 町 究 村 委員 0 自 会 主的 合併の \mathcal{O} 設 推 進 方策 等 関 でする

会は、 実情に応じた市町村のあり方、 自治省出身者ら一四名で構成され、 に関する調査研究委員会」(以下「委員会」という。) 法が平成七年三 を調査研究項目とした。 和 成田頼明・横浜国立大学教授を委員長に、 五〇年、 (自治省) |月三||日をもってその効力を失うこととなるのに先立 六○年と二度にわたって延長措置等が は、 平成五年六月、 ③市町村の合併に関する特例措置のあり ①市町村の現状と問題点、 「市町村の自主的 学者、 を設置 合併の 行わわ マスコミ関係者、 れた合併特例 推進方策等 ①地域の た。 委員

申」においても、 べき旨が述べられていること、 ているといわれ、 体や住民団体を含めて、 っていること、 元年一二月の臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関 この委員会設置の背景には、 及び第二二次地方制度調査会の つとして、 ②近年かなりの地域において、 また、「地方分権」をめぐる論議の中でも、 市町村の自主的な合併を推進するための方策を検討す 市町村の合併の必要性が言われていること、 市町村合併に向けた自主的な取り組みが行われ 等があった。 前述 のように、 「小規模町 ①合併 `村のあり方についての答 行政のみならず、 特例法の 目六体的な 失効が迫 ③ 平成 経済団 はする答

三 市 査 町 研 究報告 村 0 自 主的 の 合併の)提言 推進方策等に関する

等についてのアンケー 合併の必要性、 員会は、 兀 E 現行合併特例法に対する意見・問題点、 都道府県知事と全国の ト調査や、 実際に合併を経験した市町村を対象と 市町村長を対象として、 各地の合併構想 市 町 村

> した実態調査等を行 調査研 究を進め

会は、 いては、 このアンケート調査結果や計七回の委員会での審議等を踏まえて、 生じる恐れがある」(五二・五%)を挙げている。 ビス低下の恐れがある」(七一・九%)、「中心部と周辺部の発展に格差が と考えていることが分かった。 方、 「究報告書」をとりまとめた。 市町村長は、 |を図り地域振興施策が実施できる| :の二八・八%に当たる九三三市町村長が「周辺市町 平成六年三月に「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査 合併を「必要ではない」と回答した全体の七○・六%、 「地域の一 全国の市町村長を対象としたアンケー その理由 体的整備ができる」(六八・五%)、 (複数回答) 合併を必要とする理由 として「区域拡大に伴う行政サー (五一・三%)、 (調査結果詳細は 対との合併が必要 と回答して 調査結果では、 「行財政基盤の (複数回答) 委員 につ

兀

化

研

れる、 る発展」、「地方分権」といったわが国の内政における最重要課題に対処 \mathcal{O} 基 していくためにも、その推進の必要性が一層高まっていくものと考えら この報告書の中では、「市町村の 充実等を図るための有効で適切な方策であるとともに、「国土の均衡 一盤の強化、 として市町村の自主的合併の推進の必要性を指摘している。 高齢化社会に備えた社会福祉等住民に身近な行政サービ 合併 は、 地域 Ó 体的 整備 行財 あ ス 政

ている。 方の改革に向けた真摯な取り組みを展開することが求められているとし ないが、 をはじめ、 また、 市町村の合併の推進に当たっては、 市町村には、 関係市町村や住民の自主的な判断が前提とされなければなら 周辺の市町村との合併を含む広域的な地域 住民の共同生活意識の つのあり 醸 成

言している。 そして、 町 村 の自主的 合併を推進するために、 次の六つ の 方策を提

市町村合併に係る現行の特例措置の拡充整 備

玉 は、 現行の合併特例法に盛り込まれた各種 の特例措置の 内容を見

揮されるよう、適切な行財政上の措置を講じていくこと。直して必要な拡充整備を図ることとし、合併の効果が一層確実に発

- 担に対する措置を検討すること。

 「は、合併市町村の建設の基本方針である「市町村建設計をのためには、合併市町村の建設の基本方針である「市町村建設計をのためには、合併市町村の建設の基本方針である「市町村建設計
- ついても検討すること。の一定期間について地域特例法に係る財政上の特例措置の継続等に現行の議会議員の在任及び定数に関する特例措置の見直しや合併後

② 都道府県の役割

町村の合意形成のために重要な役割を果たすべきこと。・都道府県は、市町村の規模の適正化の推進を援助するため、関係市・

③ 住民発議制度の創設

すること。保するため、合併協議会の設置等に係る住民発議制度の創設を検討は民の発意に基づく市町村合併に向けての取り組みを制度として担

④ 情報の提供

- し、市町村に提供すること。・これまでの市町村合併を類型化し類型ごとの問題点、目標等を整理
- ⑤ 合併市町村の均衡ある振興整備への配慮
- されること。

 されること。

 で合とともに、「市町村建設計画」の策定上特に配慮し、着実に達成の住民の意見が合併市町村の行政に反映されるための仕組みを検討の住民の前見が合併市町村の均衡ある振興整備を進めるために、旧合併関係市町村
- ⑥ 合併が困難な地域に対する措置
- 域行政施策等を活用し、地域の振興整備に取り組むこと。・地理的な状況等により合併を行うことが困難な地域については、広

- しながら、今後引き続き検討すること。・都道府県等の補完・代行制度についても、当該地域の状況等を勘案
- 市町村の自主的合併の推進方策等に関するアンケート

問1 略(「市」、「町村」の別等に関する間である。)調査の結果(市町村分)

(市町村の現状に対する評価)

問 2

いてお答えください(優先順位が高いものから三つ以内)。 現在貴市町村において、行財政運営上支障があると考えているものにつ

施策を立案することが難しい。	5 日常の業務に忙殺されて、新規	しい。	4 必要な職員を確保することが難	成が円滑に行われていない。	3 地域の人事交流等による人材育	町村に流出している。	2 雇用の場が少なく、住民が他市	力が低下している。	1 人口の高齢化等により地域の活	区分
三一、八	一 五 一	四 • 一	二七		六八	四六・六	三〇九	三五・四	三三五	市
二〇・八	五三六	六・三	一六二	一 · 四	二九四	七〇・四	三〇九一、八一一二、一二〇	六一・七	一、五八七 一、八二二	町村
111 • 11	六八七	五・八	一八九	11.11	三六二	六五・五	11, 1110	五六・三	一、八三	合計

八、四三二	、六一六 六、八〇六 八、四三二	一、六一六	
三・六	1 • 11	八 四	
一 一 五	五九	五六	9 その他
三〇・九	1110 • 1	三三・九	対応していくことが難しい。
九九八	七七三	三五	8 人口の高齢化による行政需要に
五六・三	五三・六	六六・八	ズに応えられない。
一、八三	一、三七九 一、八二二	四四三	7 財政的に住民の行政に対するニー
九・五	八・〇	一 五 · 四	ない。
三〇七	二〇五	1011	6 事務を効率的に行うことができ

する割合である。(注)左例の割合は、それぞれ全市(六六三)及び全町村(二、五七二)に対

とが望ましいのかお答えください(優先順位が高いものから三つ以内)回3 問2でお答えいただいたことの解決策として、どのような方策を取るこ

	_								_	
効率化を図る。	5 事務事業の見直しにより事務の	の育成を図る。	4 職員研修、人事	して地域の振興を図る。	3 地域特例法等の特例措置を活用	の充実を図る。	2 広域行政圏施策を活用して施策	性化を図る。	1 既存の制度を活用して地域の活	区
	しにより事務の		人事交流により人材	図る。	特例措置を活用		を活用して施策		用して地域の活	分
三八・八	小田 二	一三.	八九	- III • -	八七	三七・三	十回二		一五九	市
二六・二	六七五	一七•一		二五·九	六六五	四〇・八	一、〇五〇	三五・六	九一六	町村
二八・八	九三二	一六・四	五二九	1 1111 • 11	七五二	四〇・	一、二九七	111111111111111111111111111111111111111	一、〇七五	合計

			111111111	É
、六八七 六、九二七	六	一、六八七	+	\$
11.0		五		
五一		三四	112	9 その他
六・八		• 11	図る 。	強化を図る。
一七四		七五	市町村合併により行財政基盤の	8 市町
五五・四		六八・三		る。
		四五三	計画的な行財政運営の確保を図	7 計画
五九・六		四三・一		
一、五三二一、八一八		二八六	若者の雇用の場の創出を図る。	6 若者の

する割合である。(注)左列の割合は、それぞれ全市(六六三)及び全町村(二、五七二)に対

格差の拡大、地域のコミュニティが崩壊する等の意見があります。す。また一方では、市町村が合併することが望ましいという意見が示されていま策として、市町村の合併を進めることが望ましいという意見が示されていま住民の日常社会生活圏と市町村の行政区域等のかい離等の問題を解決する方問4 現在各種審議会等において、市町村の間における規模能力の格差の存在、

ついてお答えください。 貴市町村の実情等を踏まえて、貴市町村と周辺市町村との合併の必要性に

î	<u> </u>		2		1	区
Ē	H	li t	と要でまない	Ž	必要である	分
九八・八	六五五	五.	三二八	四七・八	三七	市
九九・六	二、五六二	七五・七	一、九四六	三回・〇	六一六	町村
九九・四	二、五六二三、二一七	七〇・六	一、九四六 二、二八四	二八・八	九三三	合計

する割合である。(注)左列の割合は、それぞれ全市(六六三)及び全町村(二、五七二)に対

由をお答えください(優先順位が高いものから三つ以内)。 問4で「1」(合併が必要である) とお答えになった場合、その理問5

合 計		その他	→ 政基盤を強化することができる。 1	権限移譲の受け皿としての行財	ことができる。	の高齢と等の庁政需要こ対立する	振興施策を実施することができる。	行財政基盤の強化を図り、地域	ることができる。	行財政運営の効率性の向上を図	スレ展で角乳でえ	の庁牧区或とのいい誰を解肖ける ・ 住民の日常社会生活圏と市町村	ことができる。	市町村の規模の格差を是正する	できる。	地域の一体的整備を行うことが	ができる。	行政サービスの向上を図ること	_
八九三	〇· 六		二七・八	八八八	九 · 五	==	四二・九	一 三 六	四二・六	三五五	五六・五	一七九	〇 · 四	三三	七四・八	三三七	六・七	五三	
一、八三三	O·八	五	一八:三		111111111111111111111111111111111111111	100	五五五五五五五	三四二	四三・八	二七〇	111111111111111111111111111111111111111	100	二八:一	一七三	六五・三	四 〇二	一九 五 五	0 1	
二、七二六	〇 · 八	七	三 五	1101	三五	三三四	五二二	四七八	四三・四	四〇五	四 一 •	三八三	1 1 •	10 /	六八・五	六三九	一八·五	七	

(注) 左列の割合は、問4で「1」と回答した市及び町村に対する割合である。

答えください(優先順位が高いものから三つ以内)。 問4で「2」(合併は必要でない) とお答えになった場合、その理由をお

	合計		8 その也	図ることができる。	用することにより也或り舌生とを で 既存の地域特例法等の特例を活	できる。	6 広域行政圏施策を活用すること	くくなる。	5 住民の意見が施策に反映されに	サービスが低下するおそれがある。	4 区域が拡大することにより行政	おそれがある。	3 地域のコミュニティが崩壊する	がある。	2 住民感情の対立が生ずるおそれ	生ずるおそれがある。	1 中心部と周辺部の発展に格差が	分
1	八四三	八三	二八	五 · 六	一 九	四六・四	一 五 七	三三・七	一 四	六三・九	二 六	110 • 🖽	六九	三三五	_ _ O	三八・五	0 111	市
	五、三四三	= -	<u>m</u> ()	一 一 九	1 1 1 1	三四・七	六七六	四三・一	八三九	七三・三	一、四二七	11六・〇	五〇五	二八・六	五五六	五四・九	一、〇六八	町村
	六、一八六	=:·O	六八	 0	五五一	三六・五	八三三	四一・七	九五三	七一・九	一、六四三	三五・一	五七四	二九・二	六六六	五二・五	一、一九八	合計

(注) 左列の割合は、問4で「2」と回答した市及び町村に対する割合である。

えください(優先順位が高いものから三つ以内)。 問7 市町村合併を行うこととした場合、生ずると思われる課題についてお答

		8 ぞ の 他		7 特別曜の処遣			6 一般職の職員の処遇	格差の是正	5 合併関係市町村間の行政水準の		4 公共施設の整理・統合	源確保	3 市町村建設計画実施のための財		2 新庁舎の位置、旧市町村庁舎の		1 住民の反対	区分
	一、七八五	三・八	三五	一八・四	11 1	一三・六	九〇	0.14	一十四		二六五	三八・〇		二七・六	三二二	五六・九	三七七	市
	七、〇六二	11.0	五一		二八五	1 111 • 1	三三八	六三・六	一、六三六	四六・九	一、二〇六	二九・八	七六六	四〇・〇	0 110 ,1	六八・〇	一、七五〇	町村
	八、八四七	1]•11]	七六	一二・六	十〇回	1 111 • 1 1	四二八	六五・一	二、10七	四五・五	一、四七一	三五五	一、〇一八	三七・五	111111	六五・七	二、一二七	合計

する割合である。(注)左列の割合は、それぞれ全市(六六三)及び全町村(二、五七二)に対

(合併に係る特例措置のあり方)

えください。 例等関係法律の特例措置が規定されていますが、この特例措置についてお答問8 現行の「市町村の合併の特例に関する法律」には議会の議員の定数の特問8

する割合である。(注)左列の割合は、それぞれ全市(六六三)及び全町村(二、五七二)に対

ください。 問8で「1」(現行の特例措置で十分)と答えられた理由についてお答え

+				1	台
:	四〇五一、八六〇二、二六五	_	四〇五	+	<u>`</u>
-	· :		_ 		
-	四		四		4 そ の 也
_	三三・八	_	四〇・一		まり関係ない
	六二四		一三六	合併の必要性と特例措置の有無はあ	3 合併の必要性と特
_	四八・六	m	六六・七	十分	る事項に係る特例で十分
	八九八		二二六	合併の際に障害になるものと思われ	2 合併の際に障害に
-	一 八 ・ 一		一 - 五	ていることになる。	市町村合併を誘導していることになる。
	三三四		三九	現行以上の特例措置を設けると、国が	1 現行以上の特例措
_	村	町	市	分	区
ł		ĺ			

設する。	地方交付税に係る合併補正等の特例を新	S期間を延長する。	地方交付税に係る合併算定替が適用され	長する。	不均一課税を行うことができる期間を延	とができる期間を延長する。	并市町村の委員として引き売き玍壬するこ 合併関係市町村の農業委員会の委員が合 	特例に係る定数の上限を引き上げる。		とができる期間を延長する。	の後続の後号にして一覧を圧した。	する特例が認められる期間を延長する。	編入される市町村の区域から議員を選出	係る定数の上限を引き上げる。	合併市町村の議会の議員の定数の特例に	
六六・五	十11十	四三・五	八 三	二七・七	五三	四 <u>·</u> 二	八	一•六	三	一七・八	三四	1 二・六	二 四	九 九 九	一 九	
七三・三	四四二	三四・七	二〇九	11111 • 111	<u> </u>	一 〇 九	六六	111 • 111	<u>-</u>	二九・九	一八〇	二七・五	一六六	一 五 三	九二	;
七一・七	五六九	三六・八	二九二	======================================	二五四	九 · 三	七四	二九九	_ 	二七・〇	二四	三三・九	一九〇	一 四 • ○	_ _ _	í

七	二七三 三九二	一 九	
	六二	七一・七 六二・七 六四・九	額に算入する。 環金について、地方交付税の基準財政需要
+	三七八	一三七	業の実施のために起こした地方債の元利債 市町村建設計画を達成するために行う事
		四八・七	第5条に対する特例)。
. 000	二 二四三 三三六	九 三	発費こついて、起責を認める(地方材改去10 通常では地方債を充てることができない
l .	五。三	四	される期間を延長する。
三	Д	八	9 災害復旧事業の国庫負担等の特例が適用

12

合併関係の補助金を新設する。

六二・三

四五・二

兀

九

兀

13

外される場合を定めている要件を緩和する。

○ <u>±</u>.

九 •

九

七

 $\overline{\circ}$

<u>-</u>

四〇

七三

二七

九

三五

合併により地域特例法の対象地域から除

14

三八・二

四六・二

四四・三

注
左列
左列の割合は、
合は、
問 8 で
$\overline{\underline{2}}$
と回答しな
した市及び町村に対する
び 町 t
がに対
する
る割合であ
である
0

16

その他

合

計

八三

七六六

三、

五九七

Ξ.

七

 \circ

t

兀

七

兀

15

合併について、

関係市

町村の議会に対す

 $\frac{-}{\Xi}$

六

八四

_ .

 \circ

 \circ

る住民の発議を認める。

次地方制 度調 査 会の

主的な合併の推進に関する答申」を内閣総理大臣に提出した。 にも諮問され、 方策」については、 治省が設置した委員会の提言に引き続き、「市 同調査会は、平成六年一一月二二日付けで「市 平成六年四月に発足した第二四次地方制 町村の自主的合併の 虰 度調査会 村 の自 推

強化、 対応、 問題も生じている、②交通通信手段の著しい発達や日常社会生活圏の拡村の人口規模等の間に再び大きな格差が生じており、これに伴い様々な答申は、まず、①人口の都市集中と急激な過疎の進行の結果、各市町 適切な方策であると指摘している。 村合併に向けた活発な取り組みが見られる、 てきている、 大きく変化しており、市町村の合併についても、広域的な行政需要への 大など社会経済情勢の著しい変化に伴い、 にかんがみると、市町村の合併は、 社会福祉等住民に身近な行政サー 地方分権の推進など今日的な新しい意義が認識されるようになっ ③近年全国各地で、住民や地域の経済団体の側から、 地域の一体的な整備、行財政基盤の ビスの充実のためには、 市町村や住民をめぐる状況も という市町村をめぐる情勢 有効で 市町

ŋ

などを求めている。 すること、②都道府県は、 その上で、 都道府県などが、 合併を進める際は、 助言すること、 事務の代行や職員派遣の仕組みを検討すること、 関係市町村の合意形成や将来のまちづくりを ③地理的に合併が困難な自治体に対して ①関係市町村や住民の意向を十分尊重

定数や在任に関する経過的特例措置の期間の延長、③合併市町村 置としては、①合併協議会の設置に係る住民発議制度の創設、②議員の主的合併を推進していく観点が必要であるとしている。具体的な特例措 害を除去するにとどまらず、合併に向けた環境を積極的に整備して、 特例法に係る財政上の特例につ そして、 府県事業に対する財政措置 市町村の合併に係る特例措置については、 |進を図る観点を含めた積極的な財政措置及び合併支援になる 4 市町 いて、 合併関係市町村が対象となって 村建設計画の適切な策定、 単に合併 の際 このまち ⑤ 地 の 自障

> る。 いる場合、 合併 後も一 定期 間 経 過措置を講ずべきこと、 を提言してい

t 熊本県における自主的 合併へ ഗ 取

度) わたり総額五億円まで交付金を受けることができ、広域的(大規模、高制度を新設した。この制度では、合併市町村は、合併後最長で六年間に が出てきた。従来、合併市町村に対する単独の財政支援策を行う都道道府県でも、合併を行う市町村に対して独自の支援措置を創設する動 初めて適用された。 県はなかったが、茨城県が、平成六年度に全国で初めて合併特例交付金 一月一日に合併した「ひたちなか市(勝田市と那珂湊市が新設合併)」に の部分が交付対象となりうるものであり、この交付金は、平成六年 玉 な施設、保健・福祉施設等市町村建設計画に掲げられた事業のかな において、 自主的合併の推進についての検討が進められる中で、 府 き

県の主要な事業として位置づけを行った。 機構の充実・強化とともに、はじめて「自主的な市町村合併の促 的生活圏づくり」を「戦略プロジェクト」の一つに掲げ、 合併の推進に向けた独自の取り組みを展開した。まず、平成五年に策定 併構想がある山口県も同様の制度の創設に向けて検討を行う等、 たり交付するものである。このほかに山口市と小郡町の合併等複数の合 なる事業費を対象とし、これらに要する経費の二分の一を三年程度にわ とした。同交付金は、 設整備への支援、広域的生活圏づくりを支援する道路の整備、 した熊本県総合計画「ゆたかさ多彩『生活創造』くまもと」では、 に市町村合併に対する取り組みが進む中で、 これに続いて、東京都も平成七年度から特別交付金制度を設けること 市町村間の格差是正、合併に伴って早急に必要と 熊本県においても、 広域的拠点施 広域行政 自主的 全国的 「広域

合併に関する市町村の事務の内容を概説した「市町村合併事務の手引き」 や地域住民の間で、合併に関する議論を行うための資料の この総合計画を具体化するために、 平成 五. 年九 月には、 一つとし 市 町

て」を作成し、市町村長や市町村議会議員等への啓発に努めた。続いて平成六年二月には、パンフレット「広域的生活圏づくりをめざしと、全国の最近の合併事例を紹介した「市町村合併実例集」を発行し、

的な提言を求めた。

がいるとともに、住民等の意識調査や市町村長等の意向把握を行い、分析するとともに、住民等の意識調査や市町村長等の意向把握を行い、完チームが構成され、県内における市町村合併の意義や効果を理論的に立大学に新次に創設された総合管理学部の教授陣が中心となった調査研及び研究」委託事業を実施することとした。同事業においては、熊本県及び研究」委託事業を実施することとした。同事業においては、熊本県及び研究」委託事業を実施することとした。同事業においては、熊本県

の合併の必要性について指摘が行われた。 の合併の必要性について指摘が行われた。 に向けた社会福祉施策など複雑多様化する住民の行政需要に対応するたに向けた社会福祉施策など複雑多様化する住民の行政需要に対応するための市町村の規模の拡大、地域振興施策や高齢化社会上げられた。これらの質問では、地方分権の受け皿づくり、県土の均衡上げられた。これらの質問では、地方分権の受け皿づくり、県土の均衡上げられた。これらの質問では、県議会においてもたびたび質問に取り

こ。 住民発議制度等にも関連して大きな合併の誘発になる可能性も生じてい独自で住民アンケート調査を実施したところもあり、このような動きが地のJC(青年会議所)等の中には、合併の問題に大きな関心を持ち、必要性を指摘する声があがっていることに注目する必要がある。特に各また、あらたな動きとして、経済団体や住民等の民間の側から合併のまた、あらたな動きとして、経済団体や住民等の民間の側から合併の

第八節 自主的合併の推進に向けた合併特例法の改正

合併特例法改正の背景

平成五年の臨時行政改革推進審議会、第二二次、第二四次の地方制度調市町村の合併については、既述のとおり、昭和六一年、平成元年及び

いて、 的な合併の推進に関する答申」では、市町村や住民の積極的な取り組み る広域的な地方公共団体である都道府県が、市町村の自主的な合併につ を国や都道府県が支援すること等により、「市町村の自主的な合併を推進 年一一月二二日に答申された第二四次地方制度調査会の「市町村 充・整備すべきである。」とされており、また、併せて「市町村を包括す していくべきである」ことから、 査会の答申において、 より重要な役割を果たすことを期待するもの」とされた。 合併特例法の見直し等を講じるべきであるとされ 市 町村の自主的合併 国は、「早急に行財政上の支援措置を拡 進 施策の充実強化を 特に平成六 この自主

例その他の必要な措置についての合併特例法改正の検討に入った。進し、併せて合併市町村の建設に資するために、市町村の合併に係る特こうした答申の趣旨にのっとり、政府は、市町村の自主的な合併を推

一法律案の概要

政府がまとめた「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する政府がまとめた「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正の合併による市町村では、有効期限(平成七年三月三一日)を平成一七年三月三一日となっている。合併による市町村の合併を請求できる住民発議となっている。合併による市町村の合併の特例と制定以来の大幅な改正内容となっている。合併による市町村の合併の特別に関する法律の一部を改正する政府がまとめた「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する政府がまとめた「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する

法律案の主な内容は以下のとおりである。

) 法律の趣旨規定の改正

併を推進する旨を規定する。
今回の改正内容に対応し、趣旨規定において、自主的な市町村の合

一) 住民発議制度の創設

制度を新設。 村の長に対し、合併協議会の設置の請求をすることができる直接請求村の長に対し、合併協議会の設置の請求をすることができる直接請求有権者はその総数の五○分の一以上の者の連署をもって、当該市町

どうかを九○日以内に回答しなければならない。 合併対象市町村の長は合併協議会設置協議について議会に付議するか 請求を受けた市 町村長は、合併対象市町村の長に対し意見を求め、

ばならない。 の市町村が議会を招集し、合併協議会設置協議について付議しなけれすべての合併対象市町村の合意が得られれば六〇日以内にそれぞれ

市町村計画に関する規定の整備

作成等の際にあらかじめ知事協議を義務づける。 幹となるべき事業に関する事項を加えるとともに、 :となるべき事業に関する事項を加えるとともに、市町村建設計画の市町村建設計画の内容に都道府県が実施する合併市町村の建設の根

る。

市町村議会議員の定数・在任特例の期間延長等

市制

- 関する経過的特例措置について、その期間の延長等を行う。 合併後一定期間認められている市町村の議会の議員の定数や在任に
- 豆 地方交付税の算定の特例

を補正することとする等の改正を行う。 ともに、合併により臨時に増加する経費の需要を基礎として測定単位 地方交付税を算定する際に、合併算定替えの適用期間を延長すると

- 疎地域活性化のための地方債を活用できることとする。 定を適用されない場合でも、経過的措置として、 過疎市町村が含まれる合併市町村が過疎地域活性化特別措置法の規 過疎地域活性化のための地方債の特例に関する規定の 当該合併市町村が過 新
- (七) 地方債に関する配慮規定の改正

いても、 ても、特別の配慮をするものとする。 従来の市町村事業に加えて、都道府県の行う事業に係る地方債につ

国およじ都道府県の協力等に閣する規定の改正

るため、必要な助言、 村相互間の必要な調整を行うものとする。 国及び都道府県は、 市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ市 情報の提供等の措置を講ずるものとするととに 市町村に対し、自主的な市町村の合併を推 進す

この法律案は、 平成七年二月七日に閣議決定され、 同月九日に第一三

> 口 通常国会に提出され

された。可決後は直ちに衆議院に送付され、三月一四日に衆議院におけ 月一七日に衆議院本会議で可決という経緯を辿り、 る提案理由説明、同月一六日に衆議院地方行政委員会における審議、 二月二八日に参議院における提案理由説明が行われ、三月七日に参 .地方行政委員会における審議を経て、三月八日に参議院本会議で可決 衆議院地方行政委員会においては、 次の付帯決議が行われてい 本法は成立した。

的かつ機動的に講ずるなど適切かつ弾力的に制度を運用するよう努める るため、必要な助言、 一 本法の施行に当たっては、自主的な市町村の合併の円滑な推進を図 源確保を図るなど市町村の行財政能力を高めるように配慮すること。 町村への権限移譲を促進するとともに、地方税・地方交付税等の税財 度、市町村の合併等の諸制度を適切かつ有機的に活用することにより、 それぞれの地域の実情に応じて、 情報の提供、財政・金融上の支援等の措置を積極 中核市、 広域連合、 地方分権特例

布され、 この改正法 原則として平成七年四月一日から施行された。 (以下「合併旧法」という。) は、平成七年三月二九日に 公